

入札説明書（「多機能型事業所すいよう作業所」創設工事）

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。
この公告の工事は、入札を紙入札方式で行う工事である。

- 1 競争入札に付する事項
別添入札公告の1に掲げるとおり
- 2 落札者の決定の方法
別添入札公告の8に掲げるとおり
なお、落札者が決定した場合は、当該落札者に対して書面により落札者決定の通知を行う。
- 3 調達をする建設工事の仕様その他の明細
貸出に供する設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）のとおり
- 4 入札等に関する事項
 - (1) 入札参加資格事前確認資料の提出
事前確認には以下の書類を提出すること。
入札公告3（イ）に掲げたとおり
提出受付 令和6年11月8日（金）～11月18日（月）9：00～17：00
提出場所 新居浜市郷甲687番地 多機能型事業所すいよう作業所事務室 Tel0897-46-0936
 - (2) 入札参加資格審査結果の通知
令和6年11月22日（金）に競争入札参加資格審査通知書（様式第4号）を郵送で通知する。
入札参加資格がないと認められたものに対する理由の説明等に関しては入札公告3（3）に掲げたとおり
 - (3) 設計業務等の受託者等の入札参加制限
別添入札公告の2（11）に掲げる入札参加資格により、次のア又はイに該当する者が行った入札は無効とする。
ア 別添入札公告の2（11）に掲げる設計業務等の受託者
イ 次の①又は②に該当する者（別添入札公告の2（11）における「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」）
 - ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
 - (4) 入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係に係る入札参加制限
別添入札公告の2（12）に掲げる入札参加資格により、入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合、当該関係がある者が行った入札は無効とする。
ア 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）である場合は除く。
 - ① 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
イ 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が再生手続が存続中

の会社又は更生会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(5) 配置予定監理技術者（主任技術者）

配置予定監理技術者（主任技術者）は、役職（監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事していたものに限る。）や従事期間（工期の2分の1以上）の基準を満たす従事経験を有するとともに、この工事に専従が可能な技術者（入札参加資格確認日以降、他の工事の現場における建設工事の技術上の管理をつかさどる者として、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項及び第2項の規定により置かれている者でない者。一方、請負予定額が建築一式工事にあつては7,000万円未満の場合は、専任を要しない。）であり、かつ、入札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。

(6) 現場説明会

実施しない。

(7) 設計書等の貸出

ア 設計書等の貸出を希望する者は、令和6年11月8日（金）から令和6年11月18日（月）の受付時間中（月曜から金曜の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までをいう。）に、入札公告4（1）に掲げた書類を持って多機能型事業所すいよう作業所に直接申込みを行うこと。

(8) 入札説明書についての質問

ア 入札公告4（2）とおりにする。

(9) 入札方法

ア 入札書の様式は任意の様式のとおりとする。

イ 入札書の提出に際し、入札書に記載される金額に対応し、種目及び科目ごとに金額を記載した工事費内訳書を添付すること。

ウ 委任状については、入札書と併せて提出すること。委任状の様式は、任意の様式とする。

エ 入札価格が最低制限価格を下回った事業者は失格となる。

(10) 契約保証金

別添入札公告の9（1）（2）に掲げるとおりである。

(11) 契約書

別添入札公告10に掲げるとおりである。

(12) 支払条件

ア 入札公告の11に掲げるとおりとする。

イ 請負金額支払いについては契約時1回、愛媛県による工事完成検査が完了し、建物の引渡しを受けた日の翌月25日の2回に支払う。ただし、このうち愛媛県補助金相当分については、補助金受領後に支払う。なお、詳細は落札業者と協議する。

(13) その他

ア 落札決定後、請負契約の締結までの間に、当該業者が別添入札公告の2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは請負業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上であるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとする。